市内事業者等における再生可能エネルギー等導入可能性調査業務仕様書（案）

１　業務名

市内事業者等における再生可能エネルギー等導入可能性調査業務

２　業務目的

国は令和５年７月にＧＸ推進戦略を策定し、脱炭素施策と経済施策の融合のもとで、２０５０年のカーボンニュートラル実現を目指しつつ、国内外の日本への投資促進の加速や中小企業の成長支援等の経済基盤強化、経済成長を図ろうとしている。

本市においても、産業競争力を維持・強化する中で２０５０年のゼロカーボンシティかごしまの実現に向け、大企業のみならず中堅・中小企業も含めたサプライチェーン全体でのＧＸを推進する必要がある。

ＧＸ推進による経済変革にあたり、企業等が主体的に脱炭素に取り組む仕組みづくり、脱炭素に向けた再生可能エネルギー設備等への積極的な投資が重要となることから、持続可能で実効性の高い取り組みを調査する。

なお、本事業は、経済産業省資源エネルギー庁「エネルギー構造高度化・転換理解促進事業費補助金」の補助制度により実施するものである。

３　履行期間

契約締結の日から令和７年２月７日（金）まで。

ただし、「４業務内容」の⑷におけるＧＸ推進が見込まれる分野に対して本市が実施する支援策等は令和６年８月３０日（金）までに中間報告をまとめること。

４　業務内容

市内企業へのヒアリングを基に、ＧＸ推進が望ましい分野を分析・抽出するとともに、実効性の高いＧＸ手法を整理し、今後の取り組みの方向性を整理する。

調査の主なステップは以下のとおりとし、必要に応じて現地視察や関係機関及び企業へのヒアリングを実施すること。

なお、自由な創意により事業効果を高めることができる工夫があれば提案すること。

⑴　本市の現状の把握

地理的特性、人口規模、エネルギーの需給状況や社会インフラの整備状況等を把握し、本市でＧＸを進めるうえでの地域課題を抽出する。

⑵　推進する分野等の整理

市内企業等（個人事業主を含む）においてヒアリング等を実施し、ＧＸを推進することが望ましい分野を３分野以上抽出する。さらに、地域課題の背景状況等を把握し、Ｇ

Ｘ推進による地域課題の解決、取り組みの相乗効果を図るため、各分野において先行してＧＸを推進することが期待される市内企業等を抽出する。

(3) ステークホルダーとのコンセンサスの手法の検討

ＧＸ推進にあたり、ＧＸを推進する企業、ＧＸを支援する本市や金融機関、大学等のステークホルダーと円滑にコンセンサスが図られる手法を検討する。

(4) 推進する手法の整理

(2)で抽出した分野に対して、市内企業等がＧＸを推進する上で有効な手法や本市による支援策等を整理する。

- 再生可能エネルギー設備の導入
- 省エネルギー機器の導入
- 運輸部門の脱炭素化
- 金融・経営支援
- ＧＸ人材の育成
- 水素サプライチェーンの構築　等

(5) 推進による効果・懸案事項の整理

市内企業等が(4)に取り組むことによる経済性やCO_2排出量削減による環境性の効果を整理するとともに、各手法の成立条件、制度、技術的課題と対応方策を作成する。

(6) ＧＸに向けた脱炭素モデル・ロードマップ案の作成

(2)で整理した各分野に対する(4)の取り組みを整理し、企業が取り組む手法のモデルを作成する。なお、(2)の中で特に有望な分野においては、その周辺企業も含むエリア単位での手法のモデルを検討する。

また、中長期的な取り組みを盛り込んだロードマップ案を作成する。

5　業務実施に関する事項

(1) 作業工程表の提出

受注者は、委託契約締結後速やかに作業工程表を提出し、発注者の確認を受けてから業務を実施すること。

(2) 業務処理監督者の選定

本業務の実施にあたっては、業務に精通した経験者等を業務責任者に定め、また、適切かつ十分な人材を配置すること。

(3) 協議録

本業務に関係する打合せ及び協議の都度、その内容に関する打合せ記録（協議録）を作成して経過を明確にし、市に提出する。

(4) 秘密の保持

受注者は、業務の遂行上知り得た個人情報について、業務実施中はもとより完了後もこれを第三者に漏えいしてはならない。

6　成果品

　提出する成果品は以下のとおりとし、受注者は、業務が完了したときは速やかに鹿児島市へ提出し、検査を受けなければならない。また、受注者は、中間段階における成果品を求められたときは、速やかに鹿児島市へ提出しなければならない。

(1) 調査結果報告書

①　本市の現状

②　推進する分野

③　ステークホルダーとのコンセンサスの手法

④　推進手法

⑤　推進による効果・懸案事項

(2) 脱炭素モデル

(3) ロードマップ案

(4) (1)～(3)までを記録した電子媒体（CD-R）

7 その他

　この仕様書（案）に定めのない事項又はこの仕様書（案）に定める事項に疑義が生じた場合は、両者協議のうえ、定めることとする。

8　資料の返却

　業務実施中に市より借用又は提供された各資料について、受注者は適正な管理を行うとともに業務完了後速やかに返却するものとする。